

電気料金種別定義書

2016年4月1日実施

2017年4月1日改定

2017年11月1日改定

2018年2月1日改定

2019年10月1日改定

2022年8月1日改定

2022年11月1日改定

2023年1月1日改定

2023年6月1日改定

2024年4月1日改定

2025年1月1日改定

株式会社 池見石油店

電気料金種別定義書(以下、「本定義書」といいます。)は、当社の電気供給約款(以下、「電気供給約款」といいます。)に基づき、電灯又は小型機器をご使用のお客様へ電気を供給するときの料金、その他の条件を定めたものです。
なお、本定義書に定める料金および燃料費調整に基準単価の金額はすべて消費税等の相当額を含みます。

1. 実施期日
「本定義書」は、2024年4月1日より実施します。

2. 定義
本定義書において定義される言葉は、電気供給約款によるものとします。

3. 適用条件
(1)適用範囲および契約種別

北海道電力管内	従量電灯B	契約電流が10アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること。
	従量電灯B Mプラン	
	従量電灯B Lプラン	
	従量電灯C	契約電流が6キロボルトアンペア以上であり、かつ50キロボルトアンペア以下であること。
	従量電灯C Mプラン	
	従量電灯C Lプラン	
東北電力管内	低圧電力	50キロワット未満であること。
	どんどん動力プラン	50キロワット未満であること。
	従量電灯B	契約電流が10アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること。
	従量電灯B Lプラン	
	従量電灯C	契約電流が6キロボルトアンペア以上であり、かつ50キロボルトアンペア以下であること。
	従量電灯C Lプラン	
	低圧電力	50キロワット未満であること。

4. 供給電気方式、供給電圧および周波数

北海道電力管内 東北電力管内	従量電灯B 従量電灯C	供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツ とします。 ただし、技術上やむをえない場合には交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。
	低圧電力 どんどん動力プラン	供給電気方式および供給電圧は、交流単3相3線式標準電圧200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツ とします。 ただし、技術上やむをえない場合には交流2相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトとすることがあります。

5. 契約電流、契約容量または最大需要電力

北海道電力管内 東北電力管内	従量電灯B 従量電灯C	(A) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、1年間を通じての最大の負荷を基準としてお客さまから申し出ていただきます。 (B) 契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、1年間を通じての最大負荷を基準として、お客様から申し出ていただきます。 ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。 なお、一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置を取り付けることがあります。
	低圧電力 どんどん動力プラン	契約電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、1年間を通じての最大負荷を基準として、お客様から申し出ていただきます。 ただし、他の小売電気事業者から当社へ契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流の値を引き継ぐものとします。

6. 電気料金メニュー

(1) 電気料金は1か月につき以下の通りとします。

ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

北海道電力管内

契約種別				通常	EV車・ガス暖房プラン
				単価	単価
■従量電灯B	基本料金		10A	402.60	--
			15A	603.90	--
			20A	805.20	--
			30A	1207.80	1207.80
			40A	1610.40	1610.40
			50A	2013.00	2013.00
			60A	2415.60	2415.60
	電力量料金	10A-20A	0kWh-120kWh	34.99	--
			121kWh-280kWh	41.22	--
			281kWh-	44.90	--
30A-60A		0kWh-120kWh	34.28	33.57	
		121kWh-280kWh	40.38	39.55	
		281kWh-	43.99	43.09	
■従量B Mプラン	基本料金		10A	402.60	--
			15A	603.90	--
			20A	805.20	--
			30A	1207.80	1207.80
			40A	1610.40	1610.40
			50A	2013.00	2013.00
			60A	2415.60	2415.60
	電力量料金	10A-20A	250kWhまで(固定料金)	9195.50	--
			251kWh-	44.35	--
		30A-60A	250kWhまで(固定料金)	9195.50	9195.50
		251kWh-	43.36	42.66	
■従量B Lプラン	基本料金		10A	402.60	--
			15A	603.90	--
			20A	805.20	--
			30A	1207.80	1207.80
			40A	1610.40	1610.40
			50A	2013.00	2013.00
			60A	2415.60	2415.60
	電力量料金	10A-20A	400kWhまで(固定料金)	15476.48	--
			401kWh-	43.67	--
		30A-60A	400kWhまで(固定料金)	15162.23	14847.98
		401kWh-	42.78	41.90	
■従量電灯C	基本料金		1kVAあたり	402.60	402.60
	電力量料金		0kWh-120kWh	34.28	33.57
			121kWh-280kWh	39.55	38.71
			281kWh-	42.17	41.26
■従量電灯C Mプラン	基本料金		1kVAあたり	402.60	402.60
	電力量料金		250kWhまで(固定料金)	8920.50	8920.50
			251kWh-	42.25	41.54
■従量電灯C Lプラン	基本料金		1kVAあたり	402.60	402.60
	電力量料金		400kWhまで(固定料金)	14816.21	14510.74
			401kWh-	39.98	39.13
■低圧電力	基本料金			1176.39	--
	電力量料金			31.59	--
■どんどん動力プラン	基本料金			1305.79	--
	電力量料金			28.12	--

東北電力管内

契約種別			通常 単価	EV車プラン 単価	
■従量電灯B	基本料金		10A	369.60	369.60
			15A	554.40	554.40
			20A	739.20	739.20
			30A	1108.80	1108.80
			40A	1478.40	1478.40
			50A	1848.00	1848.00
			60A	2217.60	2217.60
	電力量料金	10A-20A	0kWh-120kWh	29.55	29.55
			121kWh-300kWh	36.26	34.80
			301kWh-	36.88	35.47
		30A-60A	0kWh-120kWh	29.22	29.22
121kWh-300kWh			35.20	33.73	
301kWh-			36.88	35.47	
■従量B Lプラン	基本料金		10A	369.60	369.60
			15A	554.40	554.40
			20A	739.20	739.20
			30A	1108.80	1108.80
			40A	1478.40	1478.40
			50A	1848.00	1848.00
			60A	2217.60	2217.60
	電力量料金	10A-20A	400kWhまで(固定料金)	13874.92	13874.92
			401kWh-	35.84	34.40
		30A-60A	400kWhまで(固定料金)	13569.18	13569.18
			401kWh-	35.84	34.40
■従量電灯C	基本料金		1kVAあたり	369.60	369.60
	電力量料金		0kWh-120kWh	29.22	29.22
			121kWh-300kWh	35.20	33.73
			301kWh-	36.88	35.47
■従量電灯C Lプラン	基本料金		1kVAあたり	369.60	369.60
	電力量料金		400kWhまで(固定料金)	13569.18	13569.18
			401kWh-	35.84	34.40
■低圧電力	基本料金			1152.15	--
	電力量料金(夏季)			28.83	--
	電力量料金(その他季)			27.43	--

低圧電力における

(1) 夏季とは毎年7月1日から9月30日までの期間をいいます。

(2) その他季とは毎年10月1日から翌年の6月30日までをいいます。

7. 最低月額料金

上記料金表にもとづき計算された電気料金が次の最低月額料金を下回る場合は、その1か月は、次の最低月額料金および

11.再生可能エネルギー発電促進賦課金によって計算された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

北海道電力管内	1契約	417.19円
東北電力管内	1契約	358.95円

8. 付帯割引種別

電力管内	適用契約種別	割引メニュー	適用条件
北海道電力管内	従量電灯B 従量電灯C	EV車・ガス暖房 プラン	①契約電流30アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること。 もしくは契約電流が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則 として50キロボルト以下であること。 ②EV車充電に電力を使用している、あるいは当社が供給する ガス給湯暖房をが設置されていること。
東北電力管内	従量電灯B 従量電灯C	EV車プラン	①契約電流10アンペア以上であり、かつ60アンペア以下であること。 もしくは契約電流が6キロボルトアンペア以上であり、かつ原則として 50キロボルト以下であること。 ②EV車充電に電力を使用していること。

9. 適用期間

- (1)適用開始日は、電力需給約款第6条(契約の申し込み)に定める電力需給契約の申し込みの場合には、電力需給約款第8条(供給の開始)に定める需給開始日とし、電気料金メニューの変更の場合には、当社が変更を承諾したのちに到来する電気の計量日とします。
- (2)適用期間は、(1)に定める適用開始日から1年目の日の属する月の電気の計量日の前日(以下「満了日」といいます。)までとします。
- (3)満了日の属する月の検針日から2か月前までに、変更の申し込みがない場合は、満了日の翌日からその1年目の日が属する月の電気の計量日の前日まで継続され、以後これにならうものとします。
- (4)(3)にもとづき適用期間を継続する場合は、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
 - ①供給条件の説明は、説明を要する事項のうち当該継続後の適用期間のみとし、契約締結前の書面交付は行いません。
 - ② 契約締結後の書面交付は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該継続後の適用期間ならびに供給地点特定番号のみを記載します。

10. 契約電流の変更

- (1)当社が、お客さまからの契約電流または契約電力の変更のお申し込みを承諾した場合には、変更後の契約電流または契約電力にもとづく基本料金を、変更を承諾したのちに到来する電気の計量日より始まる使用期間の電気料金の計算に適用します。
ただしお客さまが、新たな電力需給契約の申し込みと同時に、従前の小売電気事業者との契約にもとづく契約電流または契約電力の値の変更を希望する場合には、この限りではありません。
- (2)お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電流または契約電力を新たに設定もしくは変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、契約電流または契約電力を変更することはできません。

11.再生可能エネルギー発電促進賦課金

(1)再生可能エネルギー発電促進賦課金単価

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める

納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に

関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示

(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)及び回避可能費用単価等を定める告示により定めます。

(2)再生可能エネルギー発電促進賦課金の対象となる使用電力量はその1月の使用電力量の合計電力量とします。

(3)再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用期間

再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日からその翌年の4月の検針日の前日までの期間に使用される電気に適用します。

(4)再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定

再生可能エネルギー発電促進賦課金は、(2)の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定します。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

(5)再生可能エネルギー発電促進賦課金についての特別措置

再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた事業所に係るお客さまの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギー特別措置法その他の関係法令等に定めるところにしたがい、上記にかかわらず、上記(4)によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第17条第3項に規定する政令で定める割合を乗じて得た金額を差し引いたものとします。

なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

なお、お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合、または再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項もしくは第6項の規定により認定を取り消された場合は、すみやかにその旨を当社に申し出ていただきます。

12. 燃料費調整単価

(1)燃料費調整額の算定

(A)平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A＝各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C＝各平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ は次のとおりとします。

	α	β	γ
北海道電力管内	0.1874	0.0899	1.0036
東北電力管内	0.0259	0.2563	0.8915

なお、各平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(B) 燃料費調整単価A

対象プラン：北海道電力管内 従量電灯B Mプラン、従量電灯B Lプラン 従量電灯C Mプラン、 従量電灯C Lプラン

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料単価80,800円下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (80,800\text{円} - \text{平均燃料価格}) \times \text{基準価格} / 1,000$$

(b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格が基準燃料単価80,800円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,800\text{円}) \times \text{基準単価} / 1,000$$

(c) 基準燃料価格は以下のとおりとします。

	基準燃料単価
北海道電力管内	80,800円

(C) 燃料費調整単価 B

対象プラン：燃料費調整A以外のプラン

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(a) 1キロリットル当たりの平均燃料価格がX円下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (X - \text{平均燃料価格}) \times \text{基準価格} / 1,000$$

(b) 1キロリットル当たりの平均燃料価格がX円を上回り、かつ、基準価格Y円以下の場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - X \text{ 円}) \times \text{基準単価} / 1,000$$

(c) 1キロリットル当たりの平均燃料単価が基準単価Y円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (Y - X \text{ 円}) \times \text{基準単価} / 1,000$$

(d) 基準燃料価格、上限価格は以下のとおりとします。

	基準燃料単価	上限価格
北海道電力管内	80,800円	121,200円
東北電力管内	83,500円	125,300円

(D) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し次の通り適用いたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の6月1日から 6月30日までの期間
毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の7月1日から 7月31日までの期間
毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の8月1日から 8月31日までの期間
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の9月1日から 9月30日までの期間
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の10月1日から 10月31日までの期間
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の11月1日から 11月30日までの期間
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の12月1日から 12月31日までの期間
毎年8月1日から 10月31日までの期間	翌年の1月1日から 1月31日までの期間
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の2月1日から 2月末日までの期間
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の3月1日から 3月31日までの期間
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年の4月1日から 4月30日までの期間
毎年12月1日から 翌年の2月末日までの期間	翌年の5月1日から 5月31日までの期間

(E) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値といたします。

基準単価は、次のとおりといたします

北海道電力管内	1キロワット時につき	17銭3厘
東北電力管内	1キロワット時につき	19銭7厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

13. 日割計算の基本算式

基本料金、最低料金、最低月額料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金を日割する場合の日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。ただし、日割計算対象日数が30日を上回る場合には、日割計算を行わないものといたします。

1月の該当料金×日割計算対象日数÷30日

14. 進相用コンデンサ取付容量基準

進相用コンデンサの容量は、以下のとおりとします。

(1) 照明用電気機器

(A) けい光灯

使用電圧(ボルト)

	使用電圧 (ボルト)	管灯の定格消費電力 (ワット)	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)
北海道電力管内 東北電力管内	100	10	4.5
		15	5.5
		20	9
		30	11
		40	17
		60	21
		80	30
		100	36
	200	40	4.5
		60	5.5
		80	7
		100	9

(B) ネオン灯(1次電圧100ボルト)

	変圧器2次電圧 (ボルト)	変圧器容量 (ボルトアンペア)	コンデンサ容量 (マイクロファラッド)
北海道電力管内 東北電力管内	3,000	80	30
	6,000	100	50
	9,000	200	75
	12,000	300	100
	15,000	350	150

(C) 水銀灯

出力 (ワット)	コンデンサ取付容量	
	100ボルト	200ボルト
50以下	30	7
100以下	50	9
250以下	75	15
300以下	100	20
400以下	150	30
700以下	250	50
1,000以下	300	75

(2) 誘導電動機

(A) 個々にコンデンサを取り付ける場合

(a) 単相誘導電動機

北海道電力管内 東北電力管内	電動機定格出力	馬力	1/8	1/4	1/2	1
			0.1	0.2	0.4	0.75
		キロワット	0.1	0.2	0.4	0.75
	コンデンサ取付容量 (マイクロファラッド)	使用電圧 (100ボルト)	50	75	75	100
		使用電圧 (200ボルト)	20	20	30	40

(b) 3相誘導電動機 (使用電圧200ボルトの場合とします。)

【北海道電力管内・東北電力管内】

定格出力	馬力	1/4	1/2	1	2	3	5	7.5	10	15	20	25	30	40	50
	キロワット	0.2	0.4	0.8	1.5	2.2	3.7	5.5	7.5	11	15	19	22	30	37
コンデンサ 取付容量 (マイクロファラッド)		15	20	30	40	50	75	100	150	200	250	300	400	500	600

(B) 一括してコンデンサを取り付ける場合

やむをえない事情によって2以上の電動機に対して一括してコンデンサを取り付ける場合のコンデンサ容量は、各電動機の定格出力に対するコンデンサの容量の合計とします。

(3) 電気溶接機 (使用電圧200ボルトの場合とします。)

(A) 交流アーク溶接機

溶接機 最大入力 (キロボルト アンペア)	3 以上	5 以上	7.5 以上	10 以上	15 以上	20 以上	25 以上	30 以上	35 以上	40 以上	45 以上 50 未満
コンデンサ 取付容量 (マイクロ ファラッド)	100	150	200	250	300	400	500	600	700	800	900

(B) 交流抵抗溶接機

(A) の容量の50パーセントとします。

(4) その他

(1) から (3) によることが不適当と認められる電気機器については、機器の特性に応じてお客様と当社との協議を踏まえ当社と一般送配電事業者との協議によって定めます。

【別表】政府支援調整単価

1. 適用範囲

この特別措置の燃料費調整単価（政府支援調整単価）供給条件は、電気料金種別電気料金種別定義書にもとづき低圧または高压で電気の供給を受けるお客さまに適用いたします。

2. 適用期間

適用期間は、2023年2月の検針日から2024年6月の検針日の前日、
2024年9月の検針日から2024年11月の検針日の前日、
2025年2月の検針日から2025年4月の検針日の前日、
2025年8月の検針日から2025年10月の検針日の前日までといたします。

3. 燃料費調整

燃料費調整とは、電気料金種別定義書の電力量料金において、燃料費調整額を加えることまたは差し引くことをいいます。

4. 料金

2（適用期間）に定める適用期間における、電気料金種別定義書に定める電力量料金は、電気料金種別定義書に定める燃料費調整によらず、政府支援調整単価によって算定される特別措置の燃料費調整単価を差し引くものといたします。

5. 燃料費調整単価

（1）基準燃料費調整単価（通常の燃料費調整単価）

（2）燃料費調整単価

- ・燃料費調整単価＝基準燃料費調整単価－特別措置の燃料費調整単価（政府支援調整単価）
- ・特別措置の燃料費調整単価

2023年2月検針分から2023年9月検針分

1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	7円
	高压で供給を受ける場合	3.5円

2023年10月検針分から2024年5月検針分

1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	3.5円
	高压で供給を受ける場合	1.8円

2024年6月検針分

1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	1.8円
	高压で供給を受ける場合	0.9円

2024年9月検針分から2024年10月検針分

1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	4.0円
	高压で供給を受ける場合	2.0円

2024年11月検針分

1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	2.5円
	高压で供給を受ける場合	1.3円

2025年2月検針分から2025年3月検針分

1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	2.5円
	高压で供給を受ける場合	1.3円

2025年4月検針分

1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	1.3円
	高压で供給を受ける場合	0.7円

2025年8月検針分・10月検針分

1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	2.0円
	高压で供給を受ける場合	1.0円

2025年9月検針分

1キロワット時につき	低圧で供給を受ける場合	2.4円
	高压で供給を受ける場合	1.2円